

令和3年神審第38号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月27日00時15分

和歌山県四双島南岸

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 6.07メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操縦区画を設け、同区画前部中央にGPSプロッター及びその後方に操縦席を、右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和3年5月26日23時15分和歌山県田辺港第2区の係留地を発し、同区南西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、これまでに何度も前示釣り場に行ったことがあり、その際には常時航行の指針としていたGPSプロッターの過去の航跡を見て航行することとしていて、四双島灯台の存在や他の灯台等の灯質も把握していなかったところ、Aの修理等の関係で、約2年ぶりに同船で釣りに出掛けることとなった。

発航に先立ち、a受審人は、GPSプロッターが作動しない状況を認めたが、航行中に過去の記憶を思い起こせば無難に釣り場に到着できるものと思い、発航を中止することなく、前示釣り場に向かった。

a受審人は、同乗者を自身の左方に立たせ、自らは舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、四双島北方沖合を南下し、23時47分四双島灯台から31.4度(真方位、以下同じ。)1,530メートルの地点で、針路を191度に定め、6.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、GPSプロッターの過去の航跡を見ることができないまま続航していたところ、目的の釣り場を通り過ぎたと判断し、目的地を以前に行ったことのある京都大学田辺中島高潮観測搭灯(以下「観測搭灯」という。)南東方300メートル付近の釣り場に変更することとし、翌27日00時00分半少し前四双島灯台から229.5度1.12海里の地点で、左舷方に視認した四双島灯台の灯

光を観測塔灯の灯光と誤認し、針路を054度に転じ、4.2ノットの速力に減じて進行した。

こうして、a受審人は、四双島に向首したまま続航し、00時15分四双島灯台から191度240メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同島南岸に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風はほとんどなく、潮候はほぼ低潮時であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷を生じ、乗揚地点付近で船固めされていたところ、いつしか流出して無人のまま漂流し、行方不明となった。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、田辺港第2区の係留地を発航するにあたり、GPSプロッターが作動しない状況となった際、発航を中止せず、四双島に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、田辺港第2区の係留地を発航するにあたり、GPSプロッターが作動しない状況を認めた場合、約2年ぶりにAで釣りに出掛けることとし、同プロッターの過去の航跡を見て航行することとしていたのだから、発航を中止すべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中に過去の記憶を思い起こせば無難に釣り場に到着できるものと思い、発航を中止しなかった職務上の過失により、GPSプロッターの過去の航跡を見ることができないまま四双島に向首進行して同島南岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月22日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広